

司法政治学研究と私



2017年11月28日報告者撮影



傍聴した事件: 平成28年(受)第2076号
否認権行使の口頭弁論(第三小法廷)

2018.3.31

明治大学政治経済学部・西川伸一
nisikawa1116@gmail.com
<http://www.nishikawashin-ichi.net/>
Twitter:@azusayui

【内容】

- 1) 司法政治学に出会うまで
- 2) 司法政治学研究への目覚め
- 3) 司法政治学研究の展開
- 4) 今後の研究課題

1

1) 司法政治学に出会うまで

@About me

1961.11.16 新潟県高田市（現・上越市）生まれ

1984.3 明治大学政治経済学部政治学科卒業

1990.3 明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻
博士後期課程退学（4年間在学）

★研究テーマはパルヴス（Parvus; 1867-1924）の社会主義論

1990.4 明治大学政治経済学部専任助手



Александр Парвус
(Alecsander Parvus)

「ウィキペディアには、トロツキーとパルヴスが永続革命論を構築したこと、トロツキーの有名な著作『結果と展望』は、パルヴスが1905年1月27日に『イスクラ』85号に掲載した同名の論文名にちなんでいること、第一次ロシア革命においてトロツキーとともにソビエトを指導したことなどが記述されている。

2

さらにおもしろいのは、パルヴスが商才に長け巨万の富を築き上げたことである。彼の異名は「革命の商人」であった。エンゲルスも大工場主だったと開き直って蓄財に励み、革命のpatronたらんとしたのである」（西川 2007:66）。

1993.4 同専任講師

★パルヴス研究の行き詰まり。「身の程知らず」「壮大な時間のムダ」
(西川 2007:66, 67) →研究テーマを現代日本の官僚制研究へ変更

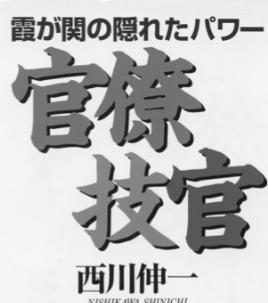
背景) 担当科目「国家論」の重圧、天安門事件・ベルリンの壁崩壊・ソ連邦解体

「転機が訪れたのは、一九九〇年代後半になってからである。内閣法制局という行政機関がにわかに気になりだした。その人事異動を調べるとおもしろかった。客観的事実を積み上げていく実証研究であれば、説得力があるのが心強かった」（西川 2017b:37）。

2000.4 同助教授 2005.4 同教授



(五月書房、2000)



@民事裁判
の被告に

「基本的人権
を冒涜」と訴
えられた記述
(★から)。

(五月書房、2002)

反省

2001.4.19 前橋地裁で村土地開発公社元幹部が「祝い金を集めたことは絶対にない」と証言。『上毛新聞』と『読売新聞』群馬県版が報じる。

西川 (2002:172-173)

99年11月5日（発行は4日）の「日刊ゲンダイ」は、当時の森田昌史（もりた まさし）構造改善局次長が、83年から87年までの群馬県農政部出向時代につながりをもつた同県新治村から、さまざまな接待を受けているとの疑惑を報じた。村役場職員の話が引用されている。

「宴席での接待、付け届けは当たり前。奥さんと一緒に温泉旅行に来た時も（土日の1泊2日）、村長車を出して送迎、帰り際には自転車の切符を買ってやるほどサービスでした。（中略）…新築された森田さんの実家（島根県）にトラック1台分の植木を贈ったこともあります」

おそらくこの接待攻勢が功を奏したのであろう。補助金箇所付けに森田氏が便宜を図ったため、新治村内には「立派な」ハコモノ、スジモノが目白押しである。その一つの「燎々橋」を記念する石碑の最後には、「平成8年10月1日 新治村長 鈴木和雄・構造改善局 森田昌史」と刻まれている。村長名はまだわかるが、なぜ「介の役人の氏名が彫られるのか」。

疑惑記事に対する森田次長の反論が、同紙の99年11月12号に掲載されている。

「橋の石碑の名前は、私が彫ってくれるよう頼んだわけじゃない。プレゼントされた植木も、村長が『個人的なもので村とは一切関係ないから安心してください』と言っていた。あとで価格を見積もって、十数万円のお返しをしました」

李下に冠を正さずという。村長に「個人的なもの」と言われて、十数万円のものをあつさり受け取る神経は理解に苦しむ。村役場関係者は「植木代は約40万円だったはず」と話している。さらに、同紙99年12月21日号は、森田次長（この記事では実名は伏せられている）が本省で課長から部長に昇進するときに、村の有力者のカンパで集められた500万円以上が祝い金として贈られたと報じている。日頃、予算を付けてくれるお礼というわけか。

農水省は00年1月12日付の人事で、幹部の異動を行い、森田次長は辞職した。一連の「日刊ゲンダイ」の報道と無関係ではない。事実上の更迭処分である。

<p>損害賠償請求事件 原告 森田昌史 被告 西川伸一</p> <p style="text-align: center;">2003.4.26 「特別送達」 にて受領</p> <p>口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状</p> <p style="text-align: center;">平成15年4月25日</p> <p>被 告 西川伸一 殿</p> <p>東京地方裁判所民事第14部合議B係 裁判所書記官 庄瀬裕規 電話番号 03-3581-5411 内線(3444) FAX番号 03-3581-5446</p> <p>頭書の事件について、原告から訴状が提出されました。当裁判所に出席する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、出頭してください。 なお、訴状を送達しますから、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。</p> <p>記 期 日 平成15年5月29日午前10時45分 口頭弁論期日 出頭場所 当裁判所民事第14部626号法廷 答弁書提出期限 平成15年5月22日 (出頭の際には、この呼出状を上記場所で示してください。)</p>	<p>訴状</p> <p>平成15年4月22日</p> <p>東京地方裁判所 民事部御中</p> <p>原告訴讼代理人 弁護士 永野義 (印)</p> <p>同 増井喜久士 (印) (送達場所) 〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目8番13号 赤坂エメラルドビル4階 永野義一法律事務所 TEL 03-3583-8561 FAX 03-3583-8515</p> <p>8 原 告 森 田 昌 史</p> <p>183-0 東京都府中市 807 被 告 西 川 伸 一</p> <p>損害賠償請求事件 訴訟物の額 金9,224,000円 貼用印紙の額 金54,600円 予納郵券の額 金6,400円</p> <p>5</p>
--	---

疑問

なぜ『日刊ゲンダイ』ではなく、記事を引用した自分ののか？

- 1 被告は原告に対し
- (1) 金500万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 株式会社朝日新聞社の全国版朝刊社会面に別紙1記載の謝罪広告を別紙1記載の掲載要領で1回掲載せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 〔原(1)ヒツキ
東京地裁平成15年4月26日〕

裁判の経過

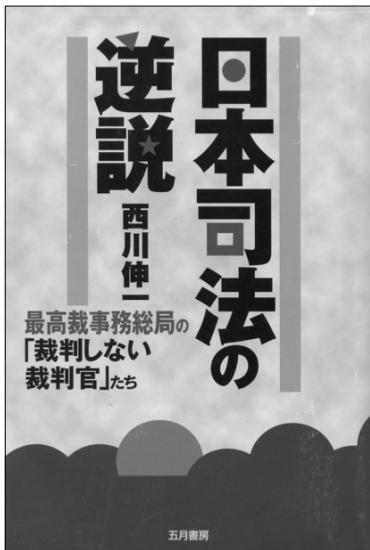
一審：東京地裁判決（貝阿彌誠裁判長）2003.12.18 「被告は、原告に対して、金100万円（略）年5分の割合による金員を支払え」。
控訴審：東京高裁判決（相良朋紀裁判長）2004.5.26 控訴棄却
上告審：最高裁決定（滝井繁男裁判長）2004.10.6 上告棄却

★ 「給与明細書」に代わって「給与差押計算書」が5か月間送付される「屈辱」

「被告の不法行為」

「被告西川伸一は、本件書籍を公表するに当たり、原告に対してはもとより何らの取材・確認すらせらず、これらの裏付け取材をすることなく、単に他誌に掲載された記事に基づき記述したもの（略）である」

2) 司法政治学研究への目覚め



(五月書房、2005)

「第一回口頭弁論は二〇〇三年五月二九日であった。私は極度に緊張して当事者席に腰を下ろした。ほぼ定刻に三名の裁判官が入廷して（略）あいさつもなく着席した。「おはようございます」くらい言えばいいのに」（西川 2005:18）。

「裁判官が話す一人称にも違和感を覚えた。裁判長は自分（たち）のことを指すのに決して「私は」ないしは「私たちは」とは言わなかった。必ず「裁判所は」（略）という言葉を使っていた。法律的には、この用語法は正しい。（略）「裁判所」という無機質な言い回し。これを用いることで、各裁判官の主観性を薄めて、法律そのものが客観的に裁きを行っているという印象を与えるのか、と私などは感じてしまった。

「裁判所」という一人称からは、裁判官の個性も良心も感じ取ることはできない（西川 2005:23）。⁷

@政治学から司法へ接近する

「それまで主に行政官僚を研究対象としてきた私が、「司法官僚」の存在、その問題性に気づいたのは、両先生との用談によるところが大きい。「裁判官も出世を考えているから」とのご発言が耳に残る。やがて私は、行政官僚と同じ論理で裁判官も分析できるのではないかと考えるようになった」（西川 2005:253）。

御厨貴「最高裁判所という組織を解明するためのオーラル・ヒストリーを行いたいと考えたのは、今から十年以上も前のことである。アメリカでは『ブレザレン』という著書でも有名なように、最高裁判所の政治学的分析はごく当たり前のこととされている。なぜ日本でそれが常に神秘のベールに包まれているのか、不思議でならなかつた。（略）旧知の園部逸夫元最高裁判事（略）から、矢口洪一元最高裁判所長官を御紹介いただいたのは（略）二〇〇一年の初めであった」（矢口 2004:2）。『矢口洪一オーラル・ヒストリー』の「まえがき」



(岩波新書、2009)

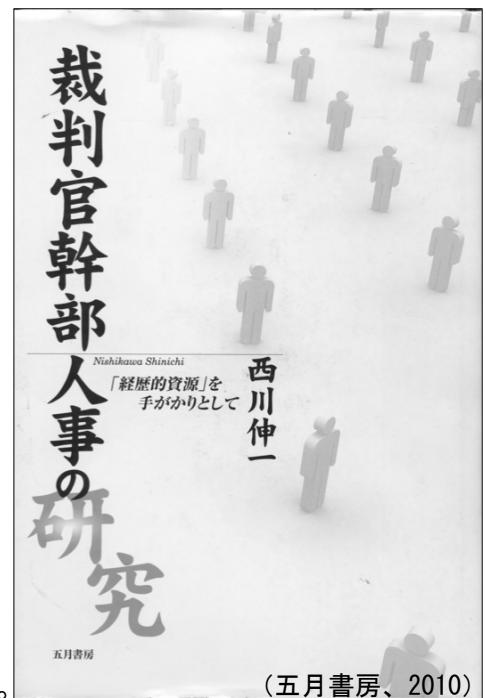
@国家論とのつながり

「私が国家論の名の下で目指しているのは、現代国家の社会科学的実体分析である。〔それを〕現代日本の裁判官人事の文脈から行なっていきたい。国家に固有の営為をクリアカットに解明する作業もやはり、国家論だと私は考えている」（西川 2010:9）。

「本書の下敷きになっている拙稿の抜き刷りを、指導教授（略）にお送りしたところ、「現代日本国家の実体分析が着々と進んでいるようですね。どうか日本国家を裸にして下さい」との返信（略）をいただき、大いに励まされた。

（略）私が裁判官に関心をもったきっかけは、私自身が民事訴訟の被告になったことである。

（略）当時は原告をうらめしく思ったものだが、いまはむしろ（略）この金鉱脈を教えてくれた原告に心から感謝している」（西川 2010:338）。



(五月書房、2010)

3) 司法政治学研究の展開

2006年2月25日 「日本司法の“逆説”を考える」
日本裁判官ネットワーク2月例会で報告。

★現職裁判官とはじめて交流。

2009年6月 日本政治学会編『年報政治学 2010-I号』テーマ「政治行政への信頼と不信」に
「最高裁における「信頼」の文脈—『裁判所時報』における最高裁長官訓示・あいさつにみる
—」を掲載。

2010年9月10-11日 アメリカ・セントルイスのワシントン大学で開催された「日本の最高裁における意思決定過程」研究会に参加・コメント。

2011年3月25日 「裁判官幹部人事の研究—「経歴的資源」を手がかりとして」で明治大学より
博士（政治学）を授与される。



左から廣瀬裕亮・神戸地家裁姫路支部判事補（当時）、私、泉徳治元最高裁判事、一人おいて藤田宙靖元最高裁判事

2010.9.11@ワシントン大学 10

2012年1月 『最高裁裁判官国民審査の実証的研究』（五月書房）を刊行。

①「司法政治学」とはなにか

- ②司法行動を規定している要因の解明
- ③政治・政策に対して司法行動が及ぼす影響の解明

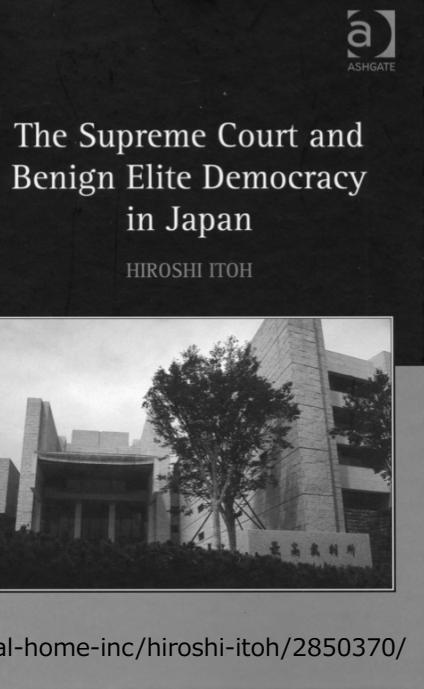
見平典（2014:94）

研究例）

Hiroshi Itoh, 2010. *The Supreme Court and benign elite democracy in Japan*, Farnham: Ashgate Pub., 2010.

伊藤博 ニューヨーク州立大学プラッツバーグ校
政治学部教授；1937.9.3-2017.2.23没享年79歳

<https://obittree.com/obituary/us/new-york/plattsburgh/brown-funeral-home-inc/hiroshi-itoh/2850370/>



③裁判官選任手続の実態の解明について

表1 第二次安倍内閣発足以降に任命された最高裁判事の任命までの経過

	氏名（前→後）	後任者 閣議決定日	前任者 退官日	任命日	空席 日数	出身枠
1	須藤正彦→鬼丸かおる	2013.1.18	2012.12.26	2013.2.6	41	弁護士
2	田原睦夫→木内道祥	2013.3.26	2013.4.22	2013.4.25	2	弁護士
3	竹内行夫→山本庸幸	2013.8.8	2013.7.19	2013.8.20	31	行政官
4	竹崎博允→山崎敏充	2014.3.7	2014.3.31	2014.4.1	0	裁判官
5	横田尤孝→池上政幸	2014.9.19	2014.10.1	2014.10.2	0	検察官
6	白木 勇→大谷直人	2015.1.23	2015.2.14	2015.2.27	12	裁判官
7	金築誠志→小池 裕	2015.3.3	2015.3.31	2015.4.2	1	裁判官
8	山浦善樹→木沢克之	2016.6.17	2016.7.3	2016.7.19	15	弁護士
9	千葉勝美→菅野博之	2016.7.26	2016.8.24	2016.9.5	12	裁判官
10	櫻井龍子→山口 厚	2017.1.13	2017.1.15	2017.2.6	21	弁護士
11	大橋正春→林 景一	2017.1.13	2017.3.30	2017.4.10	10	行政官
12	大谷剛彦→戸倉三郎	2017.2.10	2017.3.9	2017.3.14	4	裁判官

第3作 寺田逸郎→深山卓也 出身2017.2.8→2018.1.18。裁判官

14 木内道祥→宮崎裕子 2017.12.8→2018.1.1 弁護士

15 小貫芳信→三浦守 2018.2.16 → 2018.1.16 検察官

「合計12人のうち鬼丸かおると山本庸幸以外はすべて、前任者の退官日より前に後任候補者が閣議決定されている。鬼丸の場合は2012年11月16日の衆院解散、12月16日の総選挙、続く12月26日の第2次安倍内閣発足という政治日程とちょうど重なった。ゆえに人選が滞った。一方、山本の任命をめぐってはそのような事情はなかった。だが、竹内の後任は未定のまま7月20日以降最高裁判事の空席が続いていた。その異例ぶりは際立つ」（西川 2017 a :52）。

出典：西川（2017 a :53）に加筆 12

裁判所法39条3項：最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

宮内秘発甲第381号
平成29年4月21日

西川伸一様

宮内庁長官 山本信一郎

行政文書開示決定等通知書
平成29年3月25日付けの行政文書の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等を行いましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等
2017年2月6日に挙行された認証官任命式の出席者が記載されている報道発表資料

2 開示決定等
別紙のとおり。

発表事項

平成29年2月3日
宮内庁総務課報道室

認証官任命式が下記のとおり行われます。

記

1 日 時	2月6日(月)午後6時30分
	金田法務大臣 内奏
	引き続き 認証官任命式
2 場 所	正殿 松の間
3 氏 名	山口 厚(最高裁判所判事) 小林昭彦(高等裁判所長官) 大江 博(特命全権大使) 香取照幸(特命全権大使) 川村泰久(特命全権大使)

山口の発令は当初1月27日付であったが、同日に全大臣が出席する衆院予算委員会・基本的質疑が入ったため、内奏大臣である金田勝年法相が認証官任命式に出席できなくなり、延期された。

@山口厚最高裁判事の任命をめぐって

前任者	出身枠	定年退官日		後任者	出身枠	任命日
櫻井龍子	行政官	2017.1.15	→	山口 厚	弁護士?	2017.2.6
大橋正春	弁護士	2017.3.30	→	林 景一	行政官	2017.4.10

① 7人の候補者を日弁連は最高裁に推薦

② 最高裁が内閣に候補者を推薦

↓

③ 内閣から「政府からこれまでより広く候補者を募りたいとの意向が示された」「長い間の慣例が破られたことは残念だ」
(2017年1月20日の日弁連の理事会での中本和洋・日弁連会長発言。2017年3月2日付『朝日新聞』)

★山口厚はこの候補者リストにはなかった。
1976年東大法学部助手→同助教授→同教授。2014年に定年退官後は早大教授。2016年8月に弁護士登録。

14



最高裁は政府の「意向」を「忖度」して日弁連と協議し、山口を推すことになった（？）。

★「官邸主導」で弁護士枠は実質的に「1」減。
→将来の安保法制裁判への布石か。

第2次安倍政権以前に任命された最高裁裁判官

▶小貫芳信（検事）

任命内閣：野田佳彦内閣第1次改造内閣

定年退官日：2018年8月25日



2018年9月安倍総裁2期目の任期満了

▶岡部喜代子（学者）

任命内閣：鳩山由紀夫内閣

定年退官日：2019年3月19日

略歴	
昭和五一年	新潟県生まれ。東京都目黒区立鷺番小学校・東山中学校を経て東京教育大学（現・筑波大）附属駒場高等学校卒業。
三四四四年	東京大学法学部助手（刑法専攻）
平成二二四年	東京大学法学部助教授
一九年五月	日本刑法学会理事長
二四年一月	司法試験委員会委員長
一五年九月	法制審議会委員
一六年三月	東京大学退職（現・名誉教授）
一八年四月	早稲田大学院法務研究科教授
一九年一月	早稲田大学退職（現・名誉教授）
二月最高裁判所判事	長
	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部

第24回国民審査公報

★安倍総裁が3選されれば、最高裁裁判官15人全員が安倍政権の任命（指名）した裁判官になる。

15

@第24回国民審査(2017.10.22)開票結果

告示順	裁判官氏名	×票	無印票	×票率 (%)	×票率順
1	小池 裕	4,688,017	50,083,865	9.36	①
2	戸倉三郎	4,303,842	50,468,175	8.53	⑥
3	山口 厚	4,348,553	50,423,434	8.62	④
4	菅野博之	4,394,903	50,377,132	8.7240	③
5	大谷直人	4,358,118	50,413,894	8.64	⑤
6	木沢克之	4,395,199	50,376,858	8.7246	②
7	林 景一	4,089,702	50,682,354	8.07	⑦

×票＝「罷免を可とする投票」 無印票＝「罷免を可としない投票」

×票率で小池が一番高く、林が一番低いのは「順序効果」によると考えられる。

木沢が二番目に高いのは、加計学園元監事の経歴の影響か。

★山口の異例の任命は国民審査に影響せず。

16

@最高裁長官の官邸訪問日と後任最高裁判事の閣議決定日

(第24回国民審査(2017.10.22)以降)

任命順	氏名	長官官邸訪問日	閣議決定日	備考
1	大谷直人	2015.1.22(木)	2015.1.23(金)	前日
2	小池 裕	2015.3.2(月)	2015.3.3(火)	前日
3	木沢克之	2016.6.16(木)	2016.6.17(金)	前日
4	菅野博之	2016.7.25(月)	2016.7.26(火)	前日
5	山口 厚	2017.1.11(水)	2017.1.13(金)	前々日*
6	戸倉三郎	2017.2.9(木)	2017.2.10(金)	前日
7	林 景一	2017.1.11(水)	2017.1.13(金)	前々日*
8	深山卓也	2017.12.7(木)	2017.12.8(金)	前日
9	宮崎裕子	2017.12.7(木)	2017.12.8(金)	前日
10	三浦 守	2018.2.15(木)	2018.2.16(金)	前日

*2017.1.12首相は東南アジア3カ国とオーストラリア歴訪に出発

《わかること》後任の最高裁判事任命を閣議決定する前日に、最高裁長官は首相官邸を訪れて「〔首相の〕意見を聴く」。これは完全なセレモニー。

17

@2017年度日本政治学会研究大会で分科会を実施(2017.9.23@法政大学市ヶ谷)

B-3

司法政治学試論—司法行動を政治学的に解明する(公募企画)

司会：西川伸一(明治大学)

報告：安原浩(兵庫県弁護士会)

「わが国における司法権独立の実態を考える——歴史的評価と現状」

柳瀬昇(日本大学)

「国民の司法参加の諸制度とそれを正統化するための政治原理」

浅羽祐樹(新潟県立大学)

「韓国憲法裁判所における大統領弾劾審判の比較研究——盧武鉉と朴槿恵」

討論：鈴木潔(専修大学)

鈴木絢女(同志社大学)

出席者：37名(同時間帯開催の8分科会中4位の来場者)

反響：小倉慶久(関西大学)ほか非常勤講師：森本哲郎編(2016)『現代日本の政治』法律文化社、「第9章 司法」を分担執筆。

大倉沙江(三重大学助教)：(2014)「裁判所を通じたロビイング」『筑波法学』61号。

18

@日本政治学会編『年報政治学 2018-I号』テーマ「政治と司法」

《掲載順》

安原浩「わが国における司法権独立の実態を考える：その歴史的評価と現状」

柳瀬昇「国民の司法参加の正統化原理」

鈴木潔「自治体議会の司法政治学：日田市サテライト訴訟と国立市景観訴訟を事例に」

萩原淳「昭和初期テロ事件の司法過程と軍部・社会：減刑嘆願運動の展開と司法権 1930～36年」

浅羽祐樹「韓国憲法裁判所における大統領弾劾審判の比較研究：盧武鉉と朴槿恵」

鈴木絢女「権威主義体制における裁判所：マレーシアにおける違憲判決と政治的自由」

見平典「アメリカ司法の政治的・制度的基盤」

牧原出「国際法廷の制度的定着：南西アフリカ事件後の国際司法裁判所」

19

4) 今後の研究課題

法務官研究

軍法会議：戦前の「特別裁判所」の一つ。

通常の法廷構成は4人の武官と1人の文官。

「法務官」＝司法官試補の有資格者

国民審査研究の過程で、「国民審査公報」に掲載される各最高裁裁判官の経歴から、法務官経験者が多いことに気付く。

矢口洪一「軍法会議の経験は、生身の人間を知るという意味で、私の貴重な財産となりました。ずっと後になって、「裁判官は、法廷だけに脇目もふらず」という考え方には疑問を感じる底流となつたのかもしれません」（矢口 2003）「正直なところ、法務官から裁判を始めました」（矢口 2004:6）



★矢口洪一の裁判官としてのルーツは法務官としての経験にある。

20

図表1 軍法務官の経験のある最高裁裁判官（任命順）

	氏名	最高裁裁判官歴	最終軍歴
1	色川幸太郎	1966.5.10-1973.1.29	陸軍法務中尉
2	中村 治朗	1978.9.22-1984.2.19	海軍法務科士官*
3	宮崎 梢一	1980.2.5-1984.5.4	陸軍法務中尉
4	寺田 治郎	1980.3.22-1985.11.3 1982.10.1より長官	予備役陸軍法務大尉
5	大橋 進	1981.11.2-1986.6.12	海軍法務中尉
6	島谷 六郎	1984.5.8-1990.1.23	海軍法務大尉
7	矢口 洪一	1984.2.20-1990.2.19 1985.11.5より長官	海軍法務大尉
8	長島 敦	1984.6.12-1988.3.16	海軍法務大尉
9	坂上 壽夫	1986.1.17-1993.3.31	海軍法務大尉
10	奥野 久之	1987.9.5-1990.8.26	海軍法務大尉

作成参照：「最高裁判所裁判官国民審査公報」各回次版など。

注*：第11回国民審査にかけられた中村は審査公報に「海軍法務科士官」としか書いておらず、階級は不明である。

出典：西川（2013:152）

21

課題1：制度の解明～西川（2013）

【表】軍法務に携わる法曹の官名変遷

		官名		
	職掌	1887(明治20)年～	1922(大正11)年～	1942(昭和17)年～
陸軍	裁判事務	理 事	陸軍法務官*	陸軍法務部将校
	司法行政事務		陸軍司法事務官*	
海軍	裁判事務	主 理	海軍法務官**	海軍法務科士官
	司法行政事務		海軍司法事務官**	
	身 分		文 官	武 官

*/** 陸軍法務官と陸軍司法事務官、海軍法務官と海軍司法事務官は同一人物が兼務。

課題2：法務官の特定～西川（2014）

『官報』「叙任及辞令」欄から193人の法務官の実名と配属先を特定（1922-1936）。→未完

課題3：堀木常助陸軍法務官が遺した資料の解析～堀木の曾孫から連絡受ける。→今後着手の予定

(略)

一方、重武装集団である自衛隊によるPKO活動には、2015年に成立した安全保障関連法により「駆け付け警護」の実施任務が付与された。自衛隊が「武器使用」する可能性は格段に高まった。隊員がその任務遂行中に現地民間人を誤って死亡させてしまつたとする。この場合、適用されるのは刑法199条の殺人罪である。安保関連法の成立を強行した政府に、ここまで想像力は働いていたのか。

著者はあえて結論を下さず、それを国民の総意による選択に委ねている。自衛隊を「ふつうの」軍隊に限りなく近づけるのなら、軍司法的整備も必須となる。私たちにはこの点を強く覚悟しなければならない。（明治大学教授）

『図書新聞』2017年12月9日号

霞信彦（2017）『軍法会議のない「軍隊」』慶應義塾大学出版会、拙書評。

さて、話は一周して、自衛

隊の任務遂行による不測の事態は、特別裁判所なしに裁けるのか。著者は防衛研究所の奥平穰治氏の論文にある3つの代案を示す。①特別法に基づき行政機関が行政審判としての該当事例について「審判」を実施する（例..海難審判所）、②一般司法裁判所の系列に属する専門裁判所に分掌する形で、純粹の司法機関として防衛裁判所を設置する（例..家庭裁判所）、③司法権を一元化する形で、純粹の司法機関として防衛裁判所を設置する。これらの中でも③には憲法改正が必要となる。

覚せい剤取締法の制定過程の研究

裁判傍聴から関心を抱く。1951年の同法制定までは合法薬物だった。
戦時中に前線と銃後で使用し、戦後の混乱期に一挙に蔓延する。

参考文献

- 新藤宗幸 (2009) 『司法官僚』 岩波新書。
- 西川伸一 (2007) 「ぼくと語学とパルヴス研究」 『トロツキー研究』 50号。
- (2002) 『官僚技官』 五月書房。
- (2005) 『日本司法の逆説』 五月書房。
- (2010) 『裁判官幹部人事の研究』 五月書房。
- (2013) 「軍法務官研究序説」 『政経論叢』 81巻1・2号。
- (2014) 「戦前期日本の軍法務官の実体的研究」 『明治大学社会科学研究所紀要』 53巻1号。
- (2017 a) 「「アベノ人事」を検証する」 『葦牙』 43号。
- (2017 b) 「「うっとり」社会主義者の追憶」 山本恒人・村岡到編『上島武追悼論文集 社会主義へのそれぞれの想い』 ロゴス。
- 見平典 (2014) 「憲法学と司法政治学の対話」 『法律時報』 86巻7号。
- 矢口洪一 (2003) 「時代の証言者 戦後司法・矢口洪一(4) 軍法会議で生身の人間を知る」 『読売新聞』 2003年9月12日。
- (2004) 『矢口洪一オーラル・ヒストリー』 政策研究大学院大学。